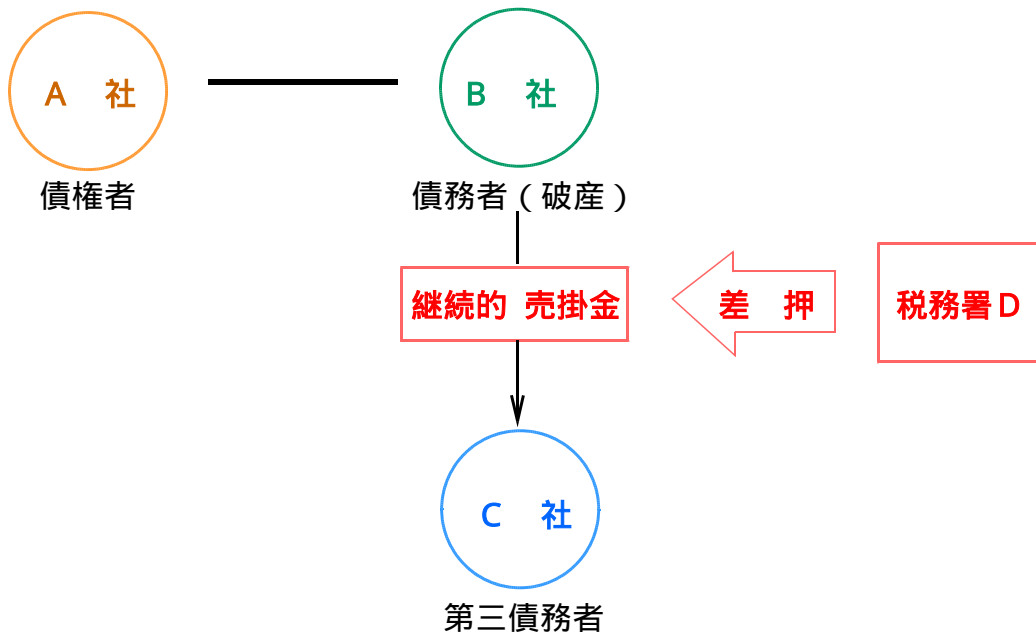


債権譲渡と破産法による否認（詐害行為）のせめぎ合い

1 .
(1)



質問：債権者 A 社が B 社の C 社に対する「継続的売掛金債権」を譲受けることができるでしょうか？

答え：できます。

- (2) 最高裁判決平成 1 3 年 1 1 月 2 2 日（第一小法廷判決）によると、民法 4 6 7 条 2 項に基づき、指名債権譲渡の対抗要件である第三債務者 C 社への通知を行う場合、税務署 D の差押の前に実行されればこの通知は効力を持ちます。
- (3) また、「継続的売掛金債権」として「集合債権」としての特定性もあります。
- (4) これらは「債権譲渡担保契約」による譲渡方式でも有効です。

2 .

- (1) 次に、このような債権譲渡は、当然 B 社が信用不安の時期に為されることが多い。

- (2) もう一つの最高裁判決平成 1 6 年 7 月 1 6 日 (第二小法廷判決) によると、支払停止等 (手形の不渡) があると、破産法 7 2 条 2 号により、債権者 B 社に危機時期が到来したことになります。
 - (3) 現在及び将来の売掛債権を包括的に、危機時 (支払停止時) に譲渡する契約は、破産法 7 2 条 2 号によって否認される、とした判決である。また、対抗要件の通知行為も破産法 7 4 条 1 項に基づき否認される。
- 3 . 上記の事例の 1 . と 2 . の差はどこにあるのでしょうか ? (天国と地獄の差)
- (1) 1 . の場合は、危機時 (支払停止時) の 9 ヶ月前に既に譲渡の通知をしている。
 - 2 . の場合は、危機発生時を譲渡時としている。
 - (2) 1 . の場合は、担保として、早期に契約している。
 - 2 . の場合は、危機時に譲渡する、だけである。